

「市場経済をつうじる社会主義」と平等論

芦田 文夫

【目次】

- 1 「社会主義—市場経済」化と自由・平等論の枠組み
- 2 センの「潜在能力」—「権原」アプローチと平等論
- 3 マクファーソンの「潜在的諸力」—「労働・生活手段への接近」
- 4 マルクス『資本論』における「資本—労働」関係
- 5 「社会主義—市場経済」化にそくした平等論の具体化

貧困と不平等の問題を経済学的に深く探究してきたアマルティア・センは、多様性をもつ人間に関してどの領域の不平等をより中心的なものとして置いていくのか、その区別がなによりも重要なものになってくると述べていた¹⁾。そして、不平等の一般的な分析は、たいていの場合には個人ではなくグループを単位に進められ、伝統的にもっとも広く用いられてきたのは経済的階級にもとづくものであったとする。それは、マルクスの生産手段の所有などのカテゴリーで定義されるものであって、そのような階級にもとづく分類の重要性は明らかであり、政治・社会・経済的分析の文脈においてその意義は否定しがたいものをもっていると言う。しかし他方で、「例えば、所有権に基づく不平等がすべて解消されたとしても、生産能力、ニーズ、その他の個人的な差異の多様性からくる深刻な不平等が生じる」こともあり、「他にも考慮されるべき差異は多々あり、ニーズの充足や自由の保障における平等は、純粋に階級に基づいた分析を越えてアプローチしていく必要がある」「人々の間に相違を生み出すその他の諸要因は、部分的には階級に関連しているが、ある側面においては階級とは関係なく影響を及ぼすことがある²⁾」ということが強調されていく。また、2つのアプローチの仕方の区別にも言及され、「異なるグループ間の不平等に対して内在的な関心をもつ立場」と「異なるグループに属する個人間の不平等に主たる関心をもつ立場」があり、センの展開の焦点は後者に置かれているとも述べられる。

本稿は、このセンのような個人の次元からする平等論へのアプローチといわゆる階級的次元からするアプローチの相互関係を、「社会主義—市場経済論」を手掛かりとしながら、できるだけ内在的につき合わせてみようとしたものである。いま、人間・個人の「自由と平等、民主主義をつうじる社会主義」と「市場経済をつうじる社会主義」ということを基礎に置いて、これからの社会主義論の再構築をこころみようとする動きのなかからも、社会経済的な格差と平等の問題への新たな展開が見られるようになってきているからである。

1 「社会主義—市場経済」化と自由・平等論の枠組み

私はこれまで社会主義論の再生を、自由・平等・民主主義のいっそうの発展、そしてまずは市場経済を基礎に置いて、追求しようとしてきたのであるが³⁾、そのなかで平等論への新たな枠組みがどのようなかたちで提起されてくるようになったのか、それを整理し直しておくことから始めたい。

これまでの「20世紀型社会主義」の否定面——「国家」を頂点に立てた一元的な所有と管理、商品・市場関係の廃絶、諸主体（「個人」や「集団」）の萎縮といった——に対する深刻な反省のなかから、主体の自律的な発展が求められてくるようになるが、「旧社会主義」経済の内部からはそれは市場の導入による「経済改革」として始まっていった。その第一段階「生産物の市場化」の次元では、労働者や企業が生産した生産物が賃金や利潤あるいは所得として分配されていくときにそれぞれの活動の好し悪しによって差がつけられるようになり、これまで「国家」（公的所有）の指令的計画の下で一枚岩的に覆われていた「労働」と「経営」の機能が蘇生し自立化させられていくことになった。ところが、それが第二段階「生産手段の市場化」にも及んでくると、生産手段の「所有」に対しても新たな問題が投げかけられてくることになり、一方では国家的所有の企業の構造と行動そのものが問われていくようになり、他方では多様な所有・経営形態からなる混合経済の必然性が論じられるようになる。

そして、これまでのような「国家的所有イコール排他的国家管理」の図式が見直され、一般に現代企業の株式会社に見られるような「所有」と「経営」の分離の構造にまで具体的にふみ込んで、各経済主体の自立性と効率性のダイナミズムを「インセンティブ問題」や「コーポレート・ガバナンス問題」として展開されていくことになった。そのさい、企業における「経営」主体の自立性・効率性ということが軸に置かれ、その上であらためて「所有」の主体（株主）および資本調達や金融（資本市場や銀行）、さらには労働者や消費者・市民など「ステイクホルダー」との相互関係、および彼らの参加が問題にされていく。

この段階で、「市場経済化と社会主義」に関して2つのアプローチの仕方が分岐してくるようになった。一つは、国家的所有あるいは公的所有があるかぎり真の分権化と市場経済の作動はありえない、「市場化」はもともと「私的所有」としか両立しえない、とする主張で東側の論者の多くに見られた。もう一つは、西側の多くの論者に見られたように、逆に資本主義や市場経済の矛盾を克服していくという展望の側から「実現可能な社会主義」として描き直そうとする努力で、それはなによりも市場経済の全面化ということを基礎に置いて、企業経営の効率的発展を保証しながら、しかし労働や社会の側からそれに対する民主主義的な制御を与えていこうとする枠組みをもっていた。この段階では、「旧社会主義から市場社会主義へ」と「資本主義から市場（をつうじる）社会主義へ」が重ね合わせて論じられることが多くなり、後者が一回限りの「国家的所有」の確立で終わりというのではなく、また前者が「民営化」即「私的所有化」というのではなく、それぞれ多様な所有・経営・労働の構造にそくした変革の過程として捉えられ、そのなかでまず諸主体（「所有」「経営」および「労働」「生活」）の自律性・「自由」が追求されていこうとした

のである。

さて、このような枠組みのなかで、社会主義へむけての志向性ということと結びつけて、「平等」論への新たなアプローチが見られるようになるのである。1990年代頃から「市場経済化と社会主義」にかんする上述のような新たな展開（「市場社会主義論の第5段階」とも称される）を主導した「分析的マルクス主義者」J. ローマーは、社会主義を定義するさいに、公的所有や国家管理などによってそれをおこなうこれまでの仕方がもつ問題点を批判的に検討したうえで、人びとが資産とその生産物を処分したり使用したりする権利が平等主義的に配分されているような社会であるとした。社会主義者は機会の均等を望み、それをなによりも人間としての自己実現と幸福において、そして政治的影響力、社会的位置において達成しようとする。もともと社会主義のルーツは平等主義にあったのであり、それを達成する手段として公的所有は是認されてきたものだとも言われる。

そのうえで、一般に平等が語られていくとき、それは何についての平等なのか、「利潤」の分配よりも「所得（労働所得あるいは国民所得）」の分配についてなのか、さらには「欲求」充足についての平等な分配なのかが問題となってくるが、それは社会の存在状況によって定まってくるものであるとする。そしていま、資本主義を一步超えようとする現実的な過渡としての「実現可能な社会主義」という位置づけにおいては、市場経済の普遍的な存在と利用ということが前提となり、それにもとづく企業間の市場競争と企業経営の自立性・効率性ということが重視されていかなければならない。その下で、すくなくとも先進資本主義によって達成されたような高度な技術革新や豊富な生産物の質と生活の多様性は保たれていかなければならない。この第一歩としての「短期の視点」からすれば、効率性と両立するような「利潤」の生産を前提にした上での、「利潤」の分配における平等という規準がまず採用されるべきである（「単純に公的所有のシステムとしてではなく、総利潤が住民に多かれ少なかれ均等に分配されるような制度的保証があるシステムとして、社会主義を定義する⁴⁾」）、としたのである。市場システムの長所である効率性と社会主義の長所である平等性を結合した新たなシステムが構想されていかなければならない、というのである。

具体的にはローマーは、利潤の分配が資産や資本の蓄積となって出発点での甚だしい「機会の不平等」を生み出すようなことがあってはならないとして、独自の「クーポン型市場社会主義」なるものを提唱していった。それは、はじめに政府が全ての成年市民に一定数の「クーポン（引換券—貨幣では売買できず、相続もできない）」を平等に配布し、市民はそれを貨幣ではなくクーポンで価格表示されている企業の株式の購入に用いる（おそらく旧ソ連・チェコでの「クーポン型民営化」に示唆を得て）。企業の利潤は、その株式に応じて分配される。株式やクーポンは貨幣で購入することはできないから（旧ソ連・チェコとは異なって）、少数の富裕階級による株式（所有）の集中は排除され、利潤の平等な分配が保証される（「機会の平等」「所有の分割」）、という構想である。他方で、人々はある企業の株式を他の企業の株式とクーポン価格で取引することはできるので普通の株式市場でと同じようにクーポン価格が上下に振動することによって、各企業の経営効率をモニター（監視）する機能の役割を果たすことが期待されたのである。構想される具体的な企業形態は各論者により様々であったが（「経営者管理型」あるいは「労働者管理型」）、「生産手段における私有財産の巨額な蓄積の権利の廃棄」と「比較的平等主義的な利潤の配分」に接近しようとするその意図においては、「市場社会主義論の第5段階」にはほぼ共通するこのような枠組みがあ

ったといえよう。

ただ、それは「社会主義の短期の諸目的」（無階級社会の形成といった「社会主義の長期の諸目的」と区別された）からするものであって、その後の平等のいっそうの実質化につながっていく「ゆっくりした過程」におけるごく初めの段階に位置づけられようとしたものであった。ローマーは、市場経済化をベースに置くことが競争と格差の拡大、「共同社会性」の欠如、「金銭報酬」至上の精神の強化につながっていかないか、といういわゆる伝統的「左翼」からの批判に応えるかたちで、今の段階では企業のレベルにおける市場競争と利潤分配の制度変更とによって、個人のレベルにおける所得分配のいっそうの平等化を目指そうとするものであって、そのかぎりではそれは平等性と「共同社会性」の発展を促すものとなることを強調していた。次の段階へむけての展開はまだ十分にされてはいなかったが⁵⁾、引続く「制度」の変更と「人々」の発達との間における新たな平等の実質化の地平が開かれていくであろう、という展望は示唆されていた。

私は、ローマーのような社会主義と所有関係にかんする新たな概念規定のその全体については留保するとしても、そのもとでの平等論へのアプローチがもつ積極面には注目を払わなければならないと考えるのである。つまり、市場経済の普遍的な存在とその利用の必然性にもとづきながら、平等性と「社会的共同性」の程度をしだいに進化させていく（「所得の平等」→「資産・所有の平等」、「資本・利潤」についての分配の平等→「労働」についての分配の平等→「欲求」充足についての分配の平等）というこのような段階的なアプローチによって、経済社会の領域における諸主体の自立性・自由と平等性・民主主義を陣地戦的に積み上げていく変革の仕方である。

以上のような「市場社会主義論の第5段階」の枠組みは、その主流にあるといわれたローマーにも見られるように、企業の組織構造（いわばマイクロ）にそくした展開が中心をなすものであった。それで、その平等論が社会経済的編成全体（いわばマクロ）のなかではどのように位置づけられようとしていたのかということ、当時それと併行しながら新たな高揚をみせつつあった「現代市民社会論」と重ね合わせてみることによって、確かめておくことにしたい。それをめぐる論議は1980・90年代以降に、ポーランドの「連帯運動」や西側の「新しい社会運動」によって触発され、旧来の権威主義的な「国家」に対する市民の権利と自由、「諸個人の自立とアソシエーション（連合）」ということを基軸において、「国家」（政治）と「市民社会」と「経済（市場経済あるいは資本主義経済）」の相互関係を問直しそうとするものであった。そこでも、主体の自由と民主主義的な権利の制度（人と人との相互作用と調整にかかわる規範や規則が、自立した諸個人の平等な水平的な相互関係のうえに築かれた）が共通の基底に置かれようとしていたのである。その上になたて、「市民社会」と「経済」の間を媒介する「経済社会」という概念が設定されていくが（「市民社会」と「政治・国家」の間を媒介する機能をもつ「政治社会」という概念と並んで）、それは具体的には生産・分配のための組織と共同団体（通常は企業、協同組合、団体交渉のための諸制度、組合、評議会など）からなるとされる。そして、その企業や組織における自律性と平等性の内実が問題にされて、その質の高さが逆に、一方では基盤的な「市民社会」全体のあり方を規定していくものとして、他方では具体的な「経済」や「国家」のあり方を規定していくものとして、社会経済構造全体との相互関係が問われていこうとしていた。⁶⁾

この「現代市民社会論」では、ほぼ共通してJ.ハーバーマスの「生活世界」（後に「市民社会」の概念としても提起されてくるようになる）と「システム」（「国家」と「経済」）との区別という枠組

みが基礎に置かれているといわれる。その二元論的構造によって、一方では、近代市民社会の肯定面、自律した行為者の出現の条件をあきらかにしうるが、他方では、その否定面、「国家」と「経済」によって「生活世界」が歪められ「物象化」「植民地化」されていく現実をも批判的に明らかにしうるからである。しかし、ハーバーマスとは違って、「国家」や「経済」による「物象化」「植民地化」から「生活世界」「市民社会」を防衛するという側面だけでなく、逆に攻勢的に「国家」や「経済」に働きかけ民主主義的な変革を加えていくという方向性を強調しようとするのが「現代市民社会論」の特徴であろう。

このような位置づけとかがわって出てくる論点の一つは、そのなかでの平等論を生産や労働の領域だけでなく、「生活世界」—生活や福祉の領域、さらにはコミュニケーションなど文化や言説の次元などへも、どう拡充していくかの問題であろう。もう一つは、「現代市民社会論」における最大の難点は「市民社会」と「物象化」=「市場経済」をどう関連づけていくかということにあるといわれていたが、それをいっそう展開していこうとするとき平等論にかかわって「市場経済」と「資本主義経済」（生産手段と労働力の分離、その商品化）との異同をどう深めていくかの問題がでてくるように思われるのである。これらの論点に留意しながら、以下の検討を進めていくことにしたい。

2 センの「潜在能力」—「権原」アプローチと平等論

「現代平等論」においては、本稿の冒頭でもふれたように多様性をもつ人間のどのような面（様態）を中心にいて平等を考えていくのか、それにどのような配分グッズ（goods、たんに物質的な財や所得・富だけでなく、続いてみるような政治的な権利や自由、社会的な機会と権能、人間的な尊厳、ときには労働や能力までも含まれる）を平等に保証していくのか、ということが中心的に論じられようとしているのが特徴であるといわれる。この節では、まず個人を基盤として展開されていくロールズ—センの平等論を取り上げ、続く節で整理していく階級概念を中心に置いたマルクス『資本論』の展開と対照させて、それぞれにおける「人間の様態」把握がもつ積極面と残された課題を整理してみることにしたい。

周知のように、1970年代頃から「人間の自由・平等」を軸とした新たな規範論的な展開が始まるようになるきっかけをなしたのはJ. ロールズの『正義論』（1972年⁸⁾）であった。そこでは、まず、自由・平等な人間（人間の理想像である「道徳的人格」と社会の理想像である「秩序ある社会」の下での）が価値前提として置かれ、「原初状態」（各人がお互いに個別の状況の違いを知らない「無知のベール」に包まれた）という仮想的設定のもとから、「合理性」（個々人の利益を追求する）と「公正性」（道徳的人格を平等に取扱う）の手續を経て、「公正としての正義」の道徳原理が導き出される。各個人がそれぞれ多様な善を追求する自由の権利がなによりも肝要なものとして置かれ（功利主義のように「効用」という画一的な目的が善とされるのではなく）、その平等な権利が保証されていかなければならない、とされていたのである。

ついで、これらが社会的な制度としていっそうの具体化が図られていくのであるが、そのさいの媒介環となるのが「社会的基本財」という概念であった。それはあらゆる異なった目的を実現

する手段として共通に必要とされる一般的要因（先の「配分グッズ」）であり、政治的次元の「権利」と「自由」、社会的次元の「機会」と「権能」、経済的次元の「所得」と「富」、人間的（心理的）次元の「自尊」（それが最も基本的なものとなる）が区別されていった。ロールズの有名な「正義の原理」——第1原理「平等な自由の原理」（政治的な自由）、第2原理（社会的経済的な自由）のa「機会の公正な均等原理」、b「格差（が認められる）原理」＝「社会の最も恵まれない人の状況を改善すること」（マキシミン原理）は、このような構造的体系のもとで第1から第2、そのaからbへと優先順位がつけられて、定式化されてきたものであった。

センは、ロールズのような展開がこれまでの伝統的経済学における「効用」概念を主とした「人間」把握にたいする根底的な批判を伴うものであったことを基本的に高く評価する。従来の功利主義的なアプローチでは、個人の「効用」（快樂や幸福や欲望といった心理的特性によって定義される）にのみ究極的な価値が与えられ、その個人の極大化が社会のその極大化をもたらし、かつそれを公平におこなうということをも意味していた。それが、「効用」の計測や比較という困難な問題をともなうだけでなく、人間の多様な価値を無視して唯一の「効用」という尺度からだけみていく狭い一面的な捉え方をもたらす。また、社会的諸条件によって固定化された貧困や不平等の下では、願望や欲望じたいが萎縮させられたものとしてしか表われない、とセンは批判する。ロールズやセンらによって始められた新たな提起は、「効用を基礎とする“希少性”のアプローチ—対—権利を基礎とする“資源”タームのアプローチ」と言われたり、あるいは人間把握にかんする「感情（ないし行為）—対—存在」「フロー—対—ストック」と言われたりして対置されるような質的転換を意味していたのである⁹⁾。忘れられていたアリストテレス—スミス—マルクスへと続く人間概念の再生である、とセンはしばしばその意義を強調していた。

そのうえで、センはさらに、「所得」（GNP・GDPなど「実質所得」）や「資源」（ロールズの「社会的基本財」やR.ドゥウォーキンの「資源」）によって貧困や不平等、人間を捉えていくのもまだ道具・手段にそくした見方にとどまるとして、批判的展開を深めていくのである¹⁰⁾。所得や資源が同じであっても、個人の身体的特徴や社会的環境の違いによって、人間として実現し得る福祉や機能は異なってくる（例えば、障害者のばあいに典型的に）。福祉（well-being）とは、生活の質、生活の良さであって、それは相互に関連した「機能」（様々な状態や行動）の集合からなりたっている。重要な機能は、「適切な栄養を得ているか」「健康状態にあるか」「避けられる病気にかかっていないか」「早死にしていないか」などといった基本的なものから、「幸福であるか」「自尊心を持っているか」「社会生活に参加しているか」などといった複雑なものまで多岐にわたる、とされる¹¹⁾。所得や資源を人間の様々な福祉や機能に変換しうる能力が問われていって、人が行なうことのできる様々な機能の組合せが「潜在能力」（capability、生き方の幅）という概念として提起されてくるのである。そのなかには、個々人にとって多様な善（望ましいもの）と多様な機能にかんする選択と決定の「自由」が不可欠な要素として含まれる。また、「潜在能力」はその人の目的を遂行する機会の文字通りの「実質的な機会均等」を意味するものでもある。貧困や不平等の問題は、「人間の様態」をそこまで掘り下げていかないと実相に迫りきれないとされるのである。「自由」と「平等」の基礎的な関係が、このもっとも基本的な概念「潜在能力」においてまず問われていこうとしているのである。

このような「潜在能力」アプローチを基礎に置いて、次にはより具体的に人間と財との関りが

「権原（entitlement）」アプローチとして展開されていくことになる。¹²⁾人々と財との所有関係は一種の「権原」関係（R. ノージックによる提起らしい概念）であり、それはある所有権を他の所有権とある種の正当性のルールにもとづいて関連づけるものである。私的所有にもとづく市場経済においては、4つの「権原」関係——①交易に基づく権限（自ら所有するものと引き換えに得たものを所有する権原）、②生産に基づく権原（自ら所有する資源あるいは取引相手から借り入れた資源を用いて生産されたものを所有する権原）、③自己労働の権原（自らの労働力を自由に用いる権原）、④相続・移転の権限——が一般に承認されている。市場経済においては、所有するものを他の財の集まりと交換することができ、それは交易（他人との交換）と生産（自然との交換）をつうじて行なわれ、その交換によって入手される財の組み合わせ全てからなる集合が「交換権原」と名付けられるのである。そして、所有する財の組み合わせ一つ一つに対して交換権原の集合を関連づけたものを「交換権原写像」（交換関係で入手しうる可能性の全体像）と呼び、それを規定してくる要因——①雇用先が見つかるか、その雇用期間と賃金、②労働以外の資源を売る、③自らの労働力と購入・管理可能な資源での生産、④生産に用いる購入資源の費用と販売可能な生産物からの収入、⑤社会保障給付と税金の支払い——が挙げられ、それぞれ分析が進められていく。結局、ある財（例えば食料）に対する「権原」は、その人がもつ最初の賦存量（所有物の組み合わせ）とこの「交換権原写像」に依存してくるということになり、そのなかでの「権限」の喪失（生産減少による「直接的権原の失敗」と「交易権原の失敗」）によって飢饉や貧困が引き起こされるネットワーク的関連が分析されていくのである。

このような「交換権原」というベースの上での展開は、しかしながらその背後で作用している「所有の状況」、「生産様式」の本質や経済の「階級構造」との相互関係を注意深く検討することを必要とさせていく、ということがセンにあっても留意される。そして、これに関するマルクスの分析が注記される。また、交換の次元から生産の次元を考慮に入れると、「生産機会」への依存関係、生産物を配分することに関する法的権利、例えば生産物を企業家が所有する権利という資本主義のルールなどが関わってくる、¹³⁾という言及もなされる。だが、それらの独自な関係や構造がもつ内容やそれとの相互関係が分析されていくのではなく、あくまでもそれらが「交換権原」のベースに表われてくるかぎり、その分析に偏差を生みだす修正要因として位置づけられていくに過ぎない。「交換権原」アプローチは、特定の「集団・階層」（例えば、「土地を所有している小農」「土地なしの受益小作農」「土地なし労働者」）にそくして精緻化されていく必要があると述べられるばあいも、同じような位置づけにおけるものである。むしろ、それらが「交換権原」という同一のベースの上で展開されていくことが、生産・労働過程だけでなく生活・福祉過程をも含む（というより、センの場合にはこれが中心に据えられていくのであるが）あらゆる要因についてより包括的な普遍的な説明を与えることができるようになる利点として、強調されていくところに特徴があるといつてよいであろう。¹⁴⁾社会保障制度や賃金・雇用保障制度など「国家が提供する権原」までが、市場をつうじた権原関係を「補うもの」として、さらには「世界的な食料の移動」も同じ「交換権原」アプローチの体系のなかで直裁に展開が試みられていこうとするのである。そして、経済現象（市場関係）から、社会的・政治的・法律的問題へと分析が及ぼされていく。90年代になると、センは「エイジェンシー（人間の主体的・能動的・創造的な力）論」を発展させ、人々が自由と勇気をもって世界が直面する実践的な課題——貧困と飢餓、人口、ジェンダー、民族、宗教、

平和、環境などの問題にぶつかっていくことを提唱するようになる。周知のように、今このようにいわれる「人類的課題」と呼ばれるものがますます重要さを増してきており、それらと「階級的課題」との接合があらためて問い直されるようになってきている。人間・個人の「自由」と「平等」を基軸にして、「市場経済」関係をベースに置きながら、一貫した包括的な展開を試みようとするセンのようなアプローチがもつ積極面を確認しながら、しかし他方ではそれを生産・労働過程、資本主義の生産関係や階級構造がもつ独自の内容とどう統合していくのか、という残されている課題の重さをも自覚させられるのである。

3 マクファーソンの「潜在的諸力」—「労働・生活手段への接近」

以上のようなセンのアプローチと対照させながら、マルクス『資本論』における展開を整理していこうとすると、両者の接点をなすようなC.マクファーソンの人間的「潜在的諸力（capacities）」論を検討しておくのが有意義のように思われる。同じように個人の「自由」と「平等」を軸として、西欧17世紀以来の自由民主主義論の流れを内在的に追跡しながら、人間と財との相互関係を消費・生活財においてだけでなく、むしろ生産財（労働手段）のもつ決定的な意義において、その「潜在的諸力」概念を展開していこうとしていたからである。¹⁵⁾「現代平等論」の論議のなかでも、センの「潜在能力」をめぐるのは、「人間が一定の基本的な事を為しうること」と「財が人に対して為すこと」とが区別されずに同一視されている、また「財が人に対して為すこと」と「人がこの財によって為しうること」とが区別されずに同一視されている、という批判の論点が出されていたといわれる。¹⁶⁾人間と財との相互関係を、生活過程において（福祉・生活財として）だけでなく、生産過程において（生産・労働財として）も、具体化してそれぞれにそくして「潜在能力」の展開を図っていかなければならないであろう。さらには、財の直接的な介入のない人と人との活動（文化やコミュニケーション）の相互性においても、その発達が見通されていかなければならないと考えられる。¹⁷⁾

マクファーソンは、西欧の自由民主主義論には「効用の極大化」の主張と「力の極大化」の主張の2つの流れがあるとする。前者は、ロック、ベンサム、ジェームズ・ミル以来の古典的伝統をかたちづくり、広く知られているものである。後者は、思想史的にはジョン・スチュアート・ミル、トーマス・グリーンにおいて顕著にみられ、歴史的には19世紀中葉に自由主義理論を民主主義的・ヒューマニズム的にするために組み込まれたもので、「人々の人間的な諸力、つまり各人がもっている独特に人間的な潜在的諸力（capacities）を行使し発展させる可能性を極大化する、というもの」、「人間の本質を効用の消費者としてではなく、遂行者、自らの人間的属性の創造者・享受者とみなす見解を土台としている」、「これらのなかには、合理的理解、道徳的判断および道徳的行為、美的創造ないし美的鑑賞、友情および愛情といった情緒的活動、そしてときには宗教的体験、等々のための潜在的諸力が含まれる」とされる。¹⁸⁾ここまでは、センとほぼ同様であろう。違ってくるのはその後の展開で、マクファーソンは、その「力の極大化」における力は人間の潜在的諸力を行使する手段への接近を含まなければならないとして、それに関して「自らの潜在的諸力を行使する能力」（「人間の発展的能力」と呼ばれる）と「他の人々の潜在的諸力を行使

する能力」（「人間の抽出的力」と呼ばれる）とを区別していくのである。¹⁹⁾だから、そのさいの手段・労働手段、例えば資本や土地をその人が持つか持たないかということが決定的な要因になってくる。理論的には、この二つの区別は明瞭になされずに混同して取扱われることが多かったが、実際には、資本主義的市場経済の成長とともに「ある人の力の全体は彼の抽出力とほとんど均しい」ということになっていったとされる。

そして、人間的な潜在的諸力の行使に対する障害を無くしていく問題が、3つの欠如の条件にそくして考察されていく。①十分な生活手段の欠如—一人は自分のエネルギー（物理的エネルギーだけでなく、精神的エネルギーも）を維持するための物質的手段を継続的に摂取すべき必要がある（食糧と住居の他、コミュニティの生活に参加していくための物質的な必要諸条件の供給）。②労働手段への接近の欠如—一人の潜在的諸力のいかなる行使にも、それに働きかけたりあるいはそれを用いて働くための資源への接近が必要で、これには物質的に生産的な行使および非生産的な行使（活動が、効用を生産するための一手段ではなくて、それ自体が一つの満足であるような）の双方にあてはまるとされる。マクファーソンのばあい、このような広義における労働（活動）という意味で、労働手段への欠如という言葉が使われていることを留意しておく必要がある。③他人による侵害からの保護の欠如—これは通常、国家が市民的自由を保証し、身体の保護と動産の保護を与えることによってなされてきた。しかし、前の2つの障害については、それほど探求されてこなかったという。

なかんづく、労働手段への接近の欠如については、次のように立ち入った検討が加えられていく。第1に、労働手段の所有者へ非所有者の生産的力・労働能力が移転され、その行使・労働とその結果・生産物は所有者のコントロールと所有権の下に、継続的に丸ごと置かれるようになる。その移転の量は、市場的価値としては労働によって付加された価値から賃金を差し引いた価値で表わされる。第2に、人間的な潜在的諸力の概念には、その発揮が完全に人間的であるためには、他人の命令でというよりは自分自身の意識的コントロールのもとでなされなければならない、ということが含まれる。だから、力の移転による損失は上の市場的価値以上のものがあり、それは移転の問題でなく喪失の問題なのである。第3に、そのような生産的力における疎外が、生産外的生活における主体的なコントロールの減少に及ぼす広範な影響である。とくに第2と第3の問題は、人間の本質を市場的価値で表わされるものに止まらず「潜在的諸力」「力の極大化」の視点にまで掘り下げて捉えていこうとする立場からは、枢要なものになってくるわけである。

そのうえで、社会全体の総和された諸力の極大化が求められていくのであるが、そのさいの社会（諸個人間の諸関係の複合体）の編成原理が自由主義の伝統に民主主義を組みこんだ根本規準—「自らが望むと同じくらいに人間的な生活をする（最もよく生かす）」という、諸個人の平等な権利²⁰⁾ということに置かれる。そこでは、「自由」と「民主主義」という原理が人間の「潜在的諸力」（センの「潜在能力」アプローチに当たる）と「権利」（センの「権原」アプローチに当たる）という概念と不可分に結びつけて展開されていく。完全に民主主義的な社会は、そのどの構成員による自らの本質的な人間的な潜在的諸力の発揮も、他のあらゆる構成員が自らの潜在的諸力を発揮するのを妨げないような社会であって、したがって「抽出的力」はゼロに減じられる。それに向けての過渡期の移行過程において、労働・生活手段への接近のいっそう平等に近い変化の方向性が、自由と民主主義の発展として追求されていくのである。個人の「自由・平等、民主主義」—

「潜在能力」「潜在的諸力」という同じようなベースのうえに立ちながら、労働・生活手段への接近というモメントを媒介にして、いわゆる「階級的不平等」に迫っていかうとする試みとして注目したいのである。ただ、マクファーソンのばあい、17世紀以来の西欧の所有的個人主義の命題は、市場経済が資本主義的市場経済（所有と労働の分離）に転化し発展していくにつれ、他方でそれが所有的市場モデルとしてもつディレンマ（矛盾）を鋭くしていったとして、市場経済関係をどちらかという²¹⁾とネガティヴに捉えていく面が強かった。当時の「社会主義—市場経済」論の置き方の全体的特徴を表わしていたといえるであろうが、私は「市場経済」のより積極的な位置づけの上で彼の試みを継承発展させていく必要がある、と考えるのである。

なお、マクファーソンは、労働・生活手段への接近というモメントが将来こうむる変化の予測として、次のような問題に言及していた²²⁾。一つは、技術革命・テクノロジーの進歩（新しいエネルギー資源の発見、その適用の制御方法、広義のコミュニケーションの方法）が「外的強制」としての労働を解放し、ますます人間的な潜在的諸力の享受者・展開者としての行動の可能性を大きくしていく、ということである。もう一つは、所有権の概念が真の民主主義のいかなるものとも調和すべきであるとすれば、労働手段への接近としての所有権は、それを越えて政治権力としての所有権、さらに一群の社会的諸関係にたいする権利、ある種の社会に対する権利にもなっていかなければならない、ということである。つまり、労働・生活手段への接近のモメントを定立していくことは、このような問題への展開の契機を与えるものとなっていくのであり、またそれらにそった今後の具体化を予想させるものでもあった。

4 マルクス『資本論』における「資本—労働」関係

『資本論』における展開も、マクファーソンのいう「労働・生活手段への接近」の欠如、生産手段に対する所有とそれから切り離された労働との関係が基軸に据えられたもので、所有と労働の同一性から出発した法則（商品交換の法則）が内在的に両者の分離（資本主義的取得の法則）へ転回していく、という「資本の蓄積過程」における「領有法則の転回」論にそくしておこなわれていく。

そのさい、『経済学批判要綱』にいう人類史の3段階（労働と客体的諸条件の自然生的な結合—分離—社会的な再結合）のなかでの出発的な位置づけが重要であろう。労働と生産手段・資源との分離は、自然生的な大地や個別分散的な労働用具として共同体（Gemeinde）の狭い枠から人間を解放し、自立した個人とその社会的な関係の全面化をうみだす。そして、自然的な欲求の限界を超えた社会自体から生まれる絶えず拡大し豊かになっていく欲求と、能力の包括的な一般性と全面性を生みだしていく。しかし、それは労働が生産手段から切り離されることによってもたらされたものであるがゆえに、労働力が商品として販売されその使用＝労働が資本に移譲されて、他人のものとして現われる。自己の労働にもとづく私的領有から、他人の労働にもとづく資本主義的領有への転回である。労働生産物および労働そのものが労働する個人から失われ、一方での他人のものとしての富の生産、他方で自分のものとしての「萎縮した労働能力」の生産が続けられていく（疎外）。以前の生産の目的であった使用価値の生産と共同体の構成員としての個人

の再生産、その欲求と能力など「人間的諸力」そのものの発展（「人間内奥の完全な創出」）ということは、資本主義的生産のもとでは全く「空虚」なものになってしまう。また、個人の自立性と社会的関連の全面化が、商品を媒介にして達成されていくがゆえに、生産者に対する生産物の支配、お互いに「無関心」な個人の衝突から生じる関係のもとへ個人が従属させられていくのである（「物神崇拜」）。このような個人の自立性と共同性をめぐる普遍的な発展が、全体のベースに置かれているということである。

そのうえで、「価値」範疇が資本と労働の間でどのように関わっていくのか、それが資本の価値＝剰余価値追求の運動にそくして展開されていく。まず「絶対的剰余価値」の生産において、権利論の基礎ともいうべき資本と労働の次のような関係が与えられる。すなわち、資本と労働の間では、「労働力」商品の売買をめぐる交換過程では商品所有者どうしの売り手あるいは買い手としての「自由」と「平等」が出発点となり基礎となるが（第1部182頁、183頁）、「労働力」の実際の消費である労働過程・生産過程においては、資本の側は買い手としてのその使用の権利を主張し、労働の側は「労働力＝人間の再生産」が前提であるから「正常な」人間らしい労働や生活の諸条件が充たされることを当然主張する。「どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている権利対権利である。同等な権利と権利とのあいだでは力がことを決する」（249頁）。この上で、なによりも絶対的剰余価値の生産＝「労働日」の延長と短縮をめぐる闘争が繰り返されていくことになるが、そのさい「個別的な労働者、自分の労働力の『自由な』売り手としての労働者は無抵抗に屈服する」（316頁）ことが明らかとなり、「結社（アソシエーション）」や「労働組合」による団結が生まれ、「資本家階級と労働者階級とのあいだ」での闘争に発展していく。そして、「国家権力によって施行される一般的法律」―「工場立法」をひきだす。このつながりで、「労働権」と「生活権・生存権」さらには「社会権」をめぐる社会的な権利の制度が、資本の「所有権」に対抗して生みだされていくことになるのである。

このようないわば「権利論」的アプローチのもとで、「労働力能・能力論」的展開がおこなわれていく。「絶対的剰余価値」の生産における労働時間の短縮は、自由時間の拡大、「人間的教養のための、精神的発達のための、社会的諸機能の遂行のための、社交のための、肉体的および精神的生命力の自由な営みのための時間」（280頁）を確保し、「ある精神的エネルギー」と「ついにはかれらが政治的権力をにぎることになるようかれらを導いている」（398頁、工場監督官報告書よりの引用）。資本と労働の対抗関係が、人間の自由（時間）の拡充という基本的な枠組みのなかでまず位置づけられる。

ついで「相対的剰余価値」の生産の諸段階にそくして辿られていく。協業は、それに入る個別的諸労働の調和をはかる指揮・監督・媒介の機能を必要とするが、それが資本の統括のもとでおこなわれるところから生産過程における労働の内容としての精神的力能が労働から疎外されて資本に移譲され、精神的労働と肉体的労働との分離・対立がうみだされていく。これらの管理機能は分離されて結合された労働者によって担われていくことにもなるが、「産業仕官（マネージャー）」と「産業下士官（職工長）」と「産業兵卒」、「労働監督者」と「筋肉労働者」からなる支配・従属の階層的構造がつかぬかれていくのである（350-352頁）。マニユファクチュアは、個別的労働力の根源を襲ってその労働様式を根本的に変革し、分業と専有機能化を進展させるが、部分労働者を生涯にわたる不具の奇形者として、資本への無条件的従属の技術上の根柢を与える。

機械制大工業は、技術的にはこのような旧来の分業体系をくつがえし、労働の均等化または水平化の傾向をうみだし、また労働の転換、労働の流動、労働者の全面的可動性をもたらし、将来の「全体的に発達した個人」の物質的基礎をつくりだす。しかし、他面では「その資本主義形態において、古い分業をその骨化した分枝をつけたままで再生産していく」（442頁，511-512頁）。人間の発達、このような精神的力能の喪失と支配・従属の階層的構成による労働の一面化を止揚していくことと結びついてもたらされていくが、そのさいの一つの要因に先の「工場立法」の教育条項による労働と教育の結合があげられる。かくて、総括的に「生産過程の物質的諸条件および社会的結合を成熟させるとともに、生産過程の資本主義形態の矛盾と敵対関係を、したがってまた同時に新たな社会の形成要素と古い社会の変革契機とを形成させる」（526頁）のである。

そして、ふたたび「再生産と蓄積」の過程において、冒頭でふれた「領有法則の転回」（610頁）にかえり、さいごに第1部7編24章でこれらを総括して、「個々独立の労働個体とその労働諸条件との癒合にもとづく私有」から「他人のではあるが形式的には自由な労働にもとづく資本主義的私有」へ、さらに「協業と土地の共有と労働そのものによって生産される生産手段の共有とを基礎とする個人的所有」へという3段階の歴史的傾向のなかで位置づけがおこなわれていくのである。

なお、『資本論』第3部では資本の側での形態の変化、私的資本から社会資本（会社資本、直接にアソシエートした諸個人の資本）への転化が、周知の「株式会社」にそくして論じられている。そこでは、「貨幣資本家」が「機能資本家」（マネージャー）と分離し、所有が機能（経営）と分離し、現実の再生産過程の機能から切り離される。マネージャーから最下級の賃労働者にいたる全てをふくむ現実の生産者にたいして、生産手段が他人の所有として疎外され対立する。それは、資本が現実の生産者たちの所有に転化され、再生産過程の機能がアソシエートした生産者たちの機能（社会的機能）に転化されていく通過点となるのであり、資本主義的生産の内部での対立の消極的な止揚である、とされる。他方で、労働の側での「生産協同組合」の形成は、この工場の内部ではあるがその対立を積極的に止揚しようとする意義をもっていた（第Ⅲ部401-403頁，452-456頁），とされた。

さて、以上の『資本論』にみるような生産手段への接近・所有からの労働の分離、資本と労働の間での資本主義に独自の内容の展開がもつ積極的意義は明らかであろう。そのようなアプローチによってはじめて、自らの潜在的諸力を行使する「人間の発展的力」が疎外され、他の人々の潜在的諸力を行使する「人間の抽出的力」が肥大化して、労働と活動を自分自身の意識的コントロールの下に置くこと（自由）がますます少なくなる、という特徴が解明されるからである。そのもとでは、指揮・監督・媒介の機能、労働の内容としての精神的力能が資本に移譲され、人間の諸力の発展ということが内容空虚なものになる。所有と管理・経営の機能の分離、それが資本のもとでもつ特有な支配・従属の階層的構造の特徴が分析され得るからである。さらには、テクノロジーの発展が、人間の自由時間を拡大していく将来的展望と結びつけて追跡されていく。センにあっても、生産手段の経営や政府の運営にともなう権限や潜在能力の不平等の問題が「作業上の非対照性の問題」の議論に関わらせて視野に入れられようとしていたが、一般的な「交換権原」ベースのうえではそれは「ある特定の領域」にしか当てはまらないものであるとして、この資本主義的生産の独自の内容²⁴⁾はそれ以上には立ち入って分析されようとはしなかったものである。

しかし他方で、すでに見てきたようにセンのようなアプローチの「利点」は、それが市場経済にもとづく「交換権原」という同一のベースの上で展開されていこうとしたことによって、生産・労働過程だけでなく生活・福祉過程をも含むあらゆる要因についてより包括的な普遍的な説明を与えることができるようになる、というところにあった。社会保障制度や賃金・雇用保障制度など「国家が提供する権原」まで、さらにはグローバルな市場経済化の下での財の国際的移動なども、市場をつうじた権原関係を「補うもの」として同じ「交換権原」アプローチの体系のなかで展開が試みられようとしていたのである。そして、その市場経済と適合的に人間・個人の「自由・平等、民主主義」を基軸に据えていくことによって、世界が直面する今日的な「人類的課題」に対しても正面からの挑戦を果たそうとしていたのである。

いま、「市場社会主義論の第5段階」について見たように、未来社会における階級的不平等の止揚に向けて、社会経済的不平等の実質的な平等化を段階的に積み重ねながら、それをより高次の次元へと押し上げていく（「所得の平等」→「資産・所有の平等」、²⁵⁾「資本・利潤」についての分配の平等→「労働」についての分配の平等→「欲求」充足についての分配の平等）、というアプローチの新しい仕方が提起されてくるようになった。また、それは「実現可能な社会主義」へ向けての、市場経済の普遍的な利用と制御という問題と密接に結びつき合ったものであった。そして、なによりも人間・個人の自由と平等、民主主義の発展という緊要の課題にそうものとしてであった。センは、マルクスにも『ゴータ綱領批判』に見られるように、精神的・肉体的労働能力の違いや家族世帯構成の違いなどの要因にもとづいて、「労働の報酬における平等」から「欲求・ニーズの充足における平等」へという、階級的不平等を超えた人間の発達を深く段階的にとらえていく視点があったことを、研究の当初からしばしば引き合いに出していた。これらの問題は、マルクスの先にあげた人類史の3段階論的な把握と資本—労働の階級論的な把握とをどう整合させていくか、ということにも関ってくるものであろう。両者のアプローチをつき合わせていく必要性と現実性は、いちだんと高くなってきているように思われる。

私は、以上の検討から析出してきた一方での人間の「様態」（能力や欲求などにそくした）あるいは「能力」概念の深化と他方で「権利」論の展開を収斂させていくことによって、両者のアプローチの統合に迫っていけないのではないかと考えるのである。そのさい、マルクスの社会主義・共産主義論においては資本主義と原理的に対照された非商品生産・非市場経済として描かれていたのであるが、現在の課題はそれへの過渡的過程における「社会主義—市場経済」論の現実²⁵⁾にそくした展開の枠組みが問われているのであり、そのことがいっそうの具体化への手掛かりを与えてくれるのではないかと考える。

5 「社会主義—市場経済」化にそくした平等論の具体化

以下に、「能力」論的アプローチの軸と「権利」論的アプローチの軸を念頭に置きながら、「社会主義—市場経済」論のその後の展開のなかから、平等論のいっそうの具体化にむけた今後の探求の方向をさぐりだしてみることになろう。ここでは、それぞれの内容の詳細よりもそれらの枠組みがもつ意義を関連づけていくやり方で、できるだけ簡潔に整理を試みることにしたい。

旧ソ連・東欧の「体制転換・市場移行」が始まった1990年代の10年間は、「20世紀社会主義」の否定面が市場経済の積極面と結びつけて前面に論じられ、「市場社会主義論の第5段階」において見たように、なによりも企業などの「組織」（ミクロ）の構造にそくして、諸主体（「所有」「経営」および「労働」「生活」）の「自由」と「平等」ということが軸となって展開されていこうとした。ところが、今世紀に入った頃からIMF主導型の「市場原理主義」的なやり方に対する見直し²⁶⁾が唱えられるようになる。貨幣と価格だけを絶対視するその「マクロ経済政策」が实体经济や市場経済を支える制度的基盤を乖離・崩壊させ、急いだ「私有化・民営化」の上からの強行が「インセンティブ」や「コーポレート・ガバナンス」を歪曲して逆に諸主体の自立的な形成を阻害してしまった、とする批判が強くなっていく。

この段階での批判的展開に共通する理論的枠組みは、ほぼ次のような3つの柱に集約されていく構成をもっていたといえる。①諸主体の「インセンティブ」ということを軸にして、企業の「コーポレート・ガバナンス」の問題にかかわる柱（これは前段階から継続するもの）。②社会的な「制度の構築」の課題にかかわる柱。③そしてそれらと「グローバル化」のもとでの新たな政府や国家の役割との関連という柱。この段階であらたに注目を集めるようになってきたのが②の柱であって、市場経済は狭い自己利益、経済的インセンティブの基盤だけでは作動しえないとして、社会的信頼や市民的規範、法との相互関係が重視されるようになる。「制度」とは、人と人とのあいだの相互作用と調整にかかわる規範・規準（norm）やルール（rule）で、法令・契約など成文化されているフォーマルな制約、および伝統・慣習・慣例・道徳的規範など固有の文化や歴史に起因するインフォーマルな制約の全てを指す、とされる。21世紀に入って、こんどは自立した諸主体を結びつける共同性・連帯性の在り方が強く問われるようになってきたと言えるであろう。その規範や権利のとらえ方は、②社会的な「制度」に関してだけでなく、①企業など「組織」のなかでの主体間の関係にも及ぼされていく。

そして、いっそうの具体化は、①企業などの「組織」のレベル（ミクロ）にそった展開と、②それらの諸「組織」を全社会的に編成し、ガバナンスしていく国家のレベル（マクロ）にそった「制度」の展開として、おこなわれていこうとしているといえよう。

（1）企業などの「組織」のレベル（ミクロ）にそくした具体化

その基本的な構図は、「市場社会主義論の第5段階」でのローマーらに見られるような企業の組織構造にそくした展開が中心をなしていた。そのなかで主流をなしたのは、ローマーらの「経営者管理型市場社会主義」と呼ばれる企業形態のもので、「経営」主体とその資本蓄積・資本調達（直接金融の株式と間接金融の銀行）の要因に重点を置いていこうとするものであった。これに対して、「労働」主体の要因をもっと重視していかなければならないとする「労働者自主管理型市場社会主義」が対置して論議されていった。しかし、後者は従来からの「労働者所有・管理企業」論の流れをくむものであって、所有・経営と労働とが企業のなかで直接に結合されるような形態のもとでは企業の自立的効率的な機能展開をおこなうことが難しい、という歴史上の経験（ユーゴスラビアソ連・東欧の「労働集団の自主管理」）や理論上の難点が批判的に提起された。他方、「経営者管理型」企業に対して、その利点は現存資本主義からの変化が最も少なくそのダイナミクスと同じ程度の効率的経営がもたらされるところにあるであろうが、その弱点は企業

に対する労働者の関係には大きな変化がなく企業が民主的に運営されない可能性がある、といった批判が加えられた。

私は、これらの論点の整理の上になら、なによりも諸主体の自立という現段階的意義を主に置いていくとき、「所有」と「経営」と「労働」とが企業のなかで直接に結合される形態を基軸としてではなく、経営が相対的に機能分離され、諸経済主体（所有、経営、労働、生活など）の自立性・自由と同権・平等の関係を基礎にして、その上であらためて「労働」や「生活」の要因による制御が展開されていく、という枠組みが必要なのではないかと考えるのである。具体的には、「株式会社」のような企業形態をメインに置きながら（もちろん「労働者所有・管理企業」や「協同組合」などが多様な形態のなかでもつ積極的意義を評価しつつ）、「労働権」「生存権」にもとづいて労働や生活をめぐるルールや規準を押し上げていく、そのなかで企業の「経営権」さらには「所有権」に対する制御を強めていく、という構造である。

そのうえで、この資本と労働の間での具体的な展開には、「権利」論的アプローチの軸と「能力」論的アプローチの軸があるように思われる。例えば、前者の典型的な例はS. ボールズとH. ギンタスに見られるようなものであろう。彼らは、「所有」（株主）と所有権の使用としての「経営」「労働」との分離にもとづいて、まずは利潤の「残余請求権」と「コントロール権」を「経営者」「労働者」に再配分することによってそれを制約し、そのなかで格差の克服が「所得の平等化」から「資産・所有の平等化」へと進んでいく（「所有権の再配分」）、という展開を試みようとしていた（「抗争的交換」²⁷⁾論）。これに対して、G. ホジソンは、それが雇用契約に含まれる権力関係を契約論的な枠組みの中でしか分析しようとしまいものであるとして、同じく雇用契約の「不完備性」論（H. サイモン）や「不断の交渉」論（A. アルチャン、H. デムゼッツ）などと並べて、批判を加えていくのである。そして、雇用関係に本質的な特徴は、雇用主が労働の仕方や様式を細部にわたって統制することにあると強調する²⁸⁾。そのうえで、生産過程の複雑さ（多様な要素間の構造的な相互作用）の増大が社会経済システムにおける知識集約度を増大させ（ますます複雑で洗練されたものとなる生産過程とその生産物、高度な知識または技能が必要、専門的な技能の増大、情報の利用と移転、不確実性の増大）、そのことによって生産過程・労働過程の細部にわたる経営者統制という雇用契約の中心の特徴がますます制約され損なわれ、掘り崩されていく。知識労働者は、労働の仕方を自分で統制する自立的な行為主体としての性格を強くしていく。「雇用契約を含む近代的契約法の個人主義的公式化」（独立した権利と独立した寄与との単純な「交換」という）と「すべての生産活動の社会的・協同的性格」との間のミスマッチが大きくなる、とされるのである。このホジソンのような展開は、いわゆる「能力」論的アプローチに属するものと言ってよいであろう。いま、それぞれの内容の当否を論じようとしているのではなく、このような二つのアプローチの流れをどのように関連づけて今後の探究の方向性を見出していくか、そのなかでの位置づけが重要なのではないかと考えるのである。

すなわち、一方での「能力」論的アプローチは、人間「様態」の実質的な内容（能力や欲求など）にそくしてその構造と発展の在り様を明らかにしてくれる。センは、人間生活の「もっとも基本的なもの」から社会生活の「複雑なもの」まで諸機能を挙げていたが、加えて生産過程・労働過程における能力の特有な発展が追跡されていかなければならないであろう。資本主義的協働は指揮・監督・媒介の精神的機能を必要としていくが、それは資本に移譲され、労働主体の意識

的コントロールという自由が失われていく。しかし、その下で管理と経営の機能は所有から分離されて、現実の生産過程の機能は結合された生産者（マネージャーから最下級の労働者にいたる現実の生産者）によって担われていくようになる。そして、ホジソンが言うように、生産過程の「複雑さ」の増大は知的労働の比重を高め、やがて経営者統制権を掘り崩していくようになり、資本の「経営権」さらには「所有権」を脅かしていくものとなる。労働過程・生産過程における知的・精神的要素の拡大は、他方でのテクノロジーの発展を物質的基礎とする自由時間の拡大とあいまって、ますます人間的な潜在的諸力の享受者・展開者としての活動の領域を拡大していくであろう。「労働に応じた分配」の平等次元から「必要に応じた分配」の平等次元への転回は、このような「外的強制」としての労働が占める比重の質・量における変化を離れてはあり得ないであろう。「能力」論的アプローチによって、平等のレベルの高次化を推し進めていく実体的な内容をまず把握することができる、と考えるのである。

他方での、「権利」論的アプローチは、人と人との公正な平等な諸関係を実現する具体的な制度的手段、ある正当性をもった「規準（ノルム）」や「規則（ルール）」、社会的な「制度」によって確定されていくものを明らかにしてくれる。いわば人間の様態的な内容を、外にむけて形式的な制度として具体化していくものとも言えるであろう。そして、権利の諸関係が経済だけでなく政治や社会や文化などの領域にも通底して普遍的な広がりをもつために、一貫した体系での展開が可能となっていくという利点をもっていると思われる。しかし、それをセンのように市場経済の「交換権原」という「一般」的基礎の上だけで徹していくのではなく、資本主義経済に固有の資本と労働の間での「特殊」的關係にも及ぼしていかなければならないであろう。その要は、すでに『資本論』で確認しておいたように、一方での「労働力」商品の売買をめぐる交換過程における「自由」と「平等」の関係と他方でのその実際の消費である労働過程・生産過程における「同等な権利と権利」の間での力による対決の関係であった。それは、労働・生活主体の「労働権」「生存権」の押し上げによって利潤のより平等な分配をめざしていく、ポールズとギンタスがいうように利潤の「残余請求権」と「コントロール権」の2つの方向にそった抗争的制約を加えていく、そして資本の「経営権」から「所有権」へ“掘り崩し”を迫っていく、という展開となるであろう。この過程には、「結社（アソシエーション）」や「労働組合」による団結、そして国家の介入による「一般的法律」などのモメントが不可欠なのであり、「権利」は社会的な「制度」として正当化されていくもの以外ではありえないのである。ポールズやギンタスの展開では、これらが個別企業にシフトしていく（労働者所有企業に収斂させられていく）ようなものになっていたが、社会的に開かれた「権利」や「制度」としての位置づけが重要であると考えられる。マクファーソンが強調していたように、あらゆる人にとっての平等な権利としての民主主義的原理からしても、それは労働・生産の領域だけでなく、政治や社会における権利としても及ぼされていかなければならないのである。そして、あらゆる人がその権利の「制度」形成に参加し、論議と決定に関っていく「熟慮の民主主義」（セン）の過程が重視されていかなければならないであろう。

このように整理をしていくと、「能力」論的アプローチによって解明されてくる人間「様態」の実体的な内容が、「権利」論的アプローチのなかで人と人との間での社会的な権利の「制度」として具体的に確定され展開されていく、という位置づけを与えることができるように思われる。そして、そのなかには、平等のある社会的な次元に応じた「規準（ノルム）」や「規則（ルール）」

が集約的に表現されている。それは、生産・労働の領域だけでなく、生活や社会、政治、文化の領域においても、拡充されていかなければならない性格をもっている。その社会的な「制度」の下で、人間の労働や活動がさらなる内実の発展を遂げていって、人間「様態」概念の深化を次々とひき起こしていく。その内容は、「能力」論的アプローチが展開しようとするような方向性にそったものであろう。そしてそれが、「資本・利潤のより平等な分配」→「労働に応じた平等な分配」→「欲求に応じた平等な分配」へと、社会的な平等のレベル（それにとまなう「規準」や「ルール」）の高次化を推し進めていくものとなる。私は、「能力」論的アプローチと「権利」論的アプローチとを接合していく媒介環として、このような社会における「ある平等のレベルに応じた規準やルール」なる概念を据えることができるのではないかと考えるのである。先にもふれた「現代市民社会論」においても、一方での理念的な「市民社会」と他方での具体的な「経済」や「国家」とを接続していく媒介環として、「主体の自由と民主主義的な権利の制度—人と人との相互作用と調整にかかわる規範や規則が、自立した諸個人の平等な水平的な相互関係のうえに築かれた—」なる概念が共通の基礎として置かれて、新たな展開が試みられようとしていた。その置き方を、平等論にそくして具体化してみようとしたものでもある。それは、人間・個人と社会的な制度との相互関係、主体と客体との相互関係、「土台」と「上部構造」との相互関係の接合に対しても、新たな手掛かりを与えてくれるようにも思われる。

なお、上の「能力」論的アプローチにおいては、企業という「組織」の生産過程・労働過程にそくした展開が主になっていた。しかし、「現代市民社会論」でも、企業と区別される様々な生活的・社会的・文化的な「組織・団体」についても併行して取り上げられ、「アソシエーティブ・デモクラシー」（結社的あるいは協同団体的民主主義）論が提唱されようとしていた。「市場社会主義論の第5段階」においても、例えばJ. コーエンとJ. ロジャーズは、現代資本主義社会に³⁰⁾広くみられる多様な種類の市民の組織を「第2のアソシエーション」（「第1のアソシエーション」である家族、企業、国家とは区別された、労働組合、雇用者団体、市民ロビー、弁護士グループ、慈善・サービスの任意セクター、その他の私的グループなど）と呼び、従来は労働組合という1種類のみに関心が集中されてきたが、あらゆる多様なアソシエーションの力能を強化して、労働組合とともに会社にその行動を変更するように迫り、資本の所有権に対し事実上の変革を求めていこうとする方向性を提起していた。アソシエーションの活動は、民主主義にとってのマイナス面（分派的要素）とプラス面（情報、代表権の平等、市民教育、オルターナティブな統治）をもつが、その高い水準があつてはじめて平等主義的な民主主義的規範は社会のなかに安定化するとされる。このような社会の多様な領域における「組織」（ミクロ）への拡充に対しても、上の「ある平等のレベルに応じた規準やルール」という概念は、より適合的に展開が可能となると考えるのである。

(2) 国家のレベル（マクロ）にそくした具体化

企業などの「組織」を全社会的に編成し、ガバナンスしていく国家のレベルでの展開であり、ここで資本の「所有権」「経営権」に対抗する「労働権」「生存権」「社会権」が社会的な「制度」として確立されてくるが、そのさいの政府や国家の新たな役割の問題である。

この「制度」構築にかかわって、新たな展開を試みようとしている先進的な例としてB. ジェソップをとりあげながら、私が考える今後の具体化の方向をまとめておくことにしたい。彼は、³¹⁾

かつての段階での「ケインズ主義的国家」や「ソビエト型国家」のような国家による経済・社会への「ヒエラルキー」的な直接的介入が失敗するもとで、市場経済のいっそうの普遍化が起り、「アナキー」と「ヘテラルキー」（自己編成）のような水平的な次元、主体間の権利と権利の平等的な対抗関係が展開されていく場がより優位に形成されてくるようになる、とする。そのもとで、水平的な次元での規準（ノルム）と規則（ルール）、それをめぐる「制度」を媒介とする国家の関与の仕方（「調整型」「交渉型意志決定」）に比重が次第に変化していく、という現代の特徴を明らかにしようとする。そして、非市場的な諸制度や社会諸関係をもとり込んだ国家のガバナンスを展開していこうとするのである。

しかし、マルクスの政治経済学批判を出発点としながらレギュレーション・アプローチからもその「調整」概念を導入しようとするため、その経済理論的展開は独特なものにならざるをえなかった。つまり、資本主義の基本的な特徴は労働力が商品形態をとるところにあり、本来市場の外にある非市場的要因（土地ないし自然、貨幣、知識、労働力）が「擬制商品」となる。市場メカニズムはそれらを円滑に再生産できなくなるので、それを補完したり調整したりするガバナンスが必要となる、という論拠にもとづいて国家の機能が展開されていこうとするのである。続く後の展開は、これらの非市場的・社会的諸要因をうまく包摂して「資本の自己価値実現」がいかに成し遂げられていくか、というところに置かれていく。そこでは、「価値」—「貨幣」—「資本」としての「自己実現」「自己転回」が主体に据えられ、「労働」はそれを安定的に遂行するための「調整」の対象として、外的な条件としてしか位置づけられていかない。マルクスのように「資本—労働」関係の内在的な矛盾の発展のなかでの労働主体の変化と発達、あるいは資本主義企業における労働の経営に対する民主的な制御や参加などの問題には積極的につながっていかない構造をもっていたのである。

しかし他方で、そのような「価値—資本の自己実現」を基調とする展開は、「市場経済」を基礎に置いて普遍的に、資本主義経済と非資本主義経済を含む、さらにその生産や労働の領域だけでなく生活や社会の領域までもとり込んだ全体の編成における、市場関係による包摂と支配の総体を体系的に解明していこうとする積極的なものをもっていたのである。法体系のような資本蓄積の一般的な外的諸条件——土地・貨幣・労働力・知識のような「擬制商品」——労働市場と労働過程における「資本—労働」関係——資本蓄積と社会編成における経済的条件と経済外的条件——生産諸力の社会的性格の変化、国際化など——安定的な蓄積に必要な空間的・時間的位相の設定、国家の機能——資本主義の矛盾とジレンマの再調整による広い政治的・社会的影響への対処、という「資本の再生産」の体系（同書の383-385頁）にそった一貫した展開がなされようとしていた。センのばあいと似通った包括性であり、私がマルクスの方法にそった展開と接合して、組替え直していかなければならないと考える所以である。

そのうえでジェソップは、従来の国家に代わるガバナンスの新しい社会的編成を体系的に論じようとする。「ガバナンスとは、相互依存型の社会諸関係を調整する形態」のことでありとして、その3つの主要な形態——「交換のアナキー（例えば、市場諸力）」「命令のヒエラルキー（例えば、官僚主義的に組織された企業および国家によるトップダウン型の命令的調整）」「自己編成のヘテラルキー（例えば、水平的ネットワーク、公式・非公式の）」（同書の70頁、308-9頁）——が区別される。そして、狭義の資本主義経済においては、ヒエラルキー型の組織経済の重要性が低下してネットワ

ーク型の諸形態の重要性が高まり、経済外的諸条件との関係においては、市場の失敗を修正する点でのネットワークの役割が強まって、自己編成型ガバナンス・メカニズムへの移行が生じたとされる。一方では、国家の関与はヒエラルキーと集権性や強制という点でその性格を弱めるようになっており、他方では、市場競争が協同によってバランス化されている。このような新たなガバナンスをガバナンスする「メタガバナンス」における国家の役割（国家と経済の関係に絞った）も、なによりも「調整型」「交渉型」意思決定の脈絡において機能するところにあり、法や知識のような象徴的コミュニケーション媒体に訴えて相互理解を志向する、ガバナンスの基本規則（ルールとノルム、それをめぐる制度）と調整体制を整えることにある、とされるのである。

ジェソップのような展開がもつ最大の問題点は、資本主義国家としながら「資本―労働」関係の内在的な矛盾と発展にそくした展開の内容が与えられなくなることにあるであろう。「ヒエラルキー」の調整様式には資本主義のもとで官僚主義的に組織された企業および国家があげられるのであるが、ジェソップの展開はほとんどが国家に関してのものであって、企業の所有・経営・管理・労働の内的構造が積極的に論じられることはない。企業のネットワーク化といっても、それが資本による支配―従属関係、「ヒエラルキー」と企業の内外においてどのような相互関係にたつかが明らかでない。市場経済をベースにして、一方での資本による「上から」の支配従属のヒエラルキー的関係と他方での労働と生活の主体による「下から」の自立とアソシエーションの形成との間での対抗関係のなかで、「ヒエラルキー」と「アナーキー」の様式が優位になるか、あるいは「ヘテラルキー」の様式が優位になるかが決まってくるのであって、ジェソップがいうように「ヘテラルキー」の優位が一義的に生まれてくるのではないであろう。

私は、ジェソップのような積極的な試行を評価しつつも、ガバナンスの形態において新たにみられる「ヒエラルキー」「アナーキー」「ヘテラルキー」の相互関係の構造とその発展の方向性を解明していくためにも、また国家による「メタガバナンス」の新たな機能の展開についても、さらに市場経済をとりまく社会的諸制度との関連づけにさいしても、これまで本稿で整理してきたようなアプローチの仕方がむしろ有用なのではないかと考えるのである。つづめて言えば、まず、「能力」論的アプローチによって人間「様態」の実体的内実を深くおさえる、それは交換や消費・生活の過程においてだけでなく労働・生産過程についてもである。さらに、それを「市場経済」を普遍的な基礎に置いて「権利」論的アプローチによって資本の「経営権」「所有権」に對抗する「労働権」「生存権」そして「社会権」の社会的な「制度」として展開していく。そして、そのなかから集約されてくる「ある平等のレベルに応じた規準やルール」なる概念を媒介環として、一方では国家の「メタガバナンス」における機能の展開へ、他方では「社会的な諸制度」の展開へ、接続していくというアプローチである。

最後に、以上のような企業などの「組織」と社会的な「制度」についての内容をふまえて、両者の新たな連動関係を展開していく課題が残されていると考えるのである。そして、そのさいの接続環に、「エイジェンシー」論（セン）における主体の「創発性」（エイジェンシーの利害と促進的活動、新たな社会形態を構想し創造する潜在力）という概念が関わってくるのではないか、という問題である。本稿での「平等の次元における高次化」ということと密接に関連し合って、「自由」の概念が深化し拡充していくと考えられるのであるが、これは次に予定している「社会主義―市場

経済」と自由論にかんする別稿に譲ることにしたい。

注

- 1) アマルティア・セン『不平等の再検討—潜在能力と自由—』原書は1992年，第8章「階級，ジェンダー，その他のグループ」，岩波書店，1999年。
- 2) 同上，192，194頁。
- 3) 拙稿「『市場経済化』と『労働・人間疎外の克服』(1)『ロシア・ユーラシア経済調査資料』894号，2006年12月，「同(2)『ロシア・ユーラシア経済—研究と資料』(改誌名)898号，2007年4月。拙稿「社会主義—市場経済論と『市民社会』」『立命館経済学』第56巻5・6号，2008年3月，「レギュレーション・アプローチと『市民社会論』」『立命館経済学』第57巻1号，2008年5月。拙稿「人間発達論と社会主義」『経済科学通信』第119号，2009年4月。
- 4) Bardhan P. K. and Roemer J. E., *Market Socialism*, Oxford University Press, 1993. このなかの第④論文，89頁。これと重なる内容が，ローマー『これからの社会主義』原書は1994年，青木書店，1997年。
- 5) 例えば，「ロールズの平等主義」と区別され，同じ「社会主義的平等主義」に立つといわれる G. A. コーエンによるローマー「市場社会主義」論に対する批判，『自己所有権・自由・平等』原書は1995年，第11章，青木書店，2005年。
- 6) 例えば，もっとも積極的な展開を先導していたと思われるアラートとコーエンらのもの。A. アラート，J. コーエン「市民社会と社会理論」（マーティン・ジェイ編『ハーバースとアメリカ・フランクフルト学派』青木書店，1997年）。J. コーエン「市民社会概念の解釈」（マイケル・ウォルツァー編著『グローバルな市民社会に向けて』日本経済評論社，2001年）。もう一人の代表的な論者ウォルツァーは，「共同的社会」の概念を媒介として展開を図ろうとするが，それも具体的には「様々な組合，教会，政党，そして運動，生活協同組合，近隣，学派」などの組織や団体からなるとされる。M. ウォルツァー「市民社会の概念」（上掲の編著，第1章）。
- 7) D. レイによる平等概念の体系的整理に批判的に依拠しながら，竹内章郎氏は「現代平等論」の次のような6つの特徴を挙げている。本稿全体の行論にさいしても大きな教示を得た。「平等の配分志向」—多様な配分グッズを平等に配分しようとする，「平等指標の単一化」—政治・社会・経済といった諸領域を貫通して，配分グッズを同一の基準で配分しようとする，「平等の機会化」—結果の平等に止まらず，人間の外的手段ないし環境についても平等化を徹底させていく，「平等の様態化」—人間・個人の様態（ニーズ，能力，選好など）に密着した平等把握の深化，「平等の関係志向」—諸個人間の相互関係（時系列的な動的な関係性においても）における平等のあり方を問う。竹内章郎『現代平等論ガイド』青木書店，1999年。
- 8) 邦訳は，矢島鈞次監訳『正義論』1979年，紀伊国屋書店。
- 9) 塩野谷祐一『価値理念の構造—効用対権利—』東洋経済新報社，1984年，第4編第3章「権利論の構造」。
- 10) アマルティア・セン，1970年代「社会的選択理論」と「効用」概念の批判（『不平等の経済学』原初版1973年，拡大版1997年，東洋経済新報社，2000年，『合理的な愚か者』原書は1982年，勁草書房，1989年）—70年代後半・80年代「潜在能力」アプローチの展開，「権原」・権利論（『福祉の経済学—財と潜在能力』原書は1985年，岩波書店，1988年，『不平等の再検討—潜在能力と自由』原書は1992年，岩波書店，1999年，『貧困と飢饉』原書は1982年，岩波書店，2000年）—90年代「人類的課題」と「自由・民主主義」論（『自由と経済開発』原書は1999年，日本経済新聞出版社，2000年，『貧困の克服』原書は1997—2000年，集英社新書，2002年）。なお，センの理論体系の理解について，鈴木興太郎・後藤玲子『アマルティア・セン—経済学と倫理学』実教出版，2001年，後藤玲子『正義の経済哲学—ロールズとセン』東洋経済新報社，2002年，から多くの教示を得た。

- 11) セン『不平等の再検討—潜在能力と自由』上掲書，第3章「機能と潜在能力」。
- 12) セン『貧困と飢饉』上掲書，第1章「貧困と権原」，第5章「権原アプローチ」，第10章「権原と剝奪」。
- 13) 同上，7-8頁，11頁，73頁。
- 14) 同上，226頁。
- 15) C.マクファーソン『所有的個人主義の政治理論』原書は1962年，合同出版，1980年，同『民主主義理論』原書は1973年，青木書店，1978年。
- 16) 竹内章郎，前掲書，187-190頁，参照。そこでは，G.コーエンによる引用のようなセン「潜在能力」批判に拠りながら，人と人との相互性において発展していく「能力の共同性」論が展開されようとしていた。
- 17) これと関って，ハンナ・アレントによる人間の「労働（labor）」と「仕事（work）」と「活動（action）」の区別，そのそれぞれにおける人間と財との関りにかんする展開が参考になる。『人間の条件』原書は1958年，中央公論社，1973年，ちくま学芸文庫，1994年。
- 18) マクファーソン『民主主義論』，7頁。
- 19) 同上書，68-87頁。
- 20) 同上書，85頁。
- 21) マクファーソン『所有的個人主義の政治理論』第6部「所有的個人主義と自由民主主義」，同『民主主義理論』Ⅹ章「政治理論における市場概念」。
- 22) マクファーソン『民主主義論』，61-62頁，226-232頁。
- 23) 『資本論』第1部（大月書店版全集，第23巻）第Ⅲ部（同，25巻），本文中の以下の括弧内の頁数はドイツ語原文のもの。
- 24) アマルティア・セン『不平等の再検討—潜在能力と自由』前掲書，224頁。
- 25) 例えば，前掲書のアマルティア・セン『不平等の経済学』第4章，拡大版101-103頁。
- 26) 詳しくは，拙稿「社会主義論をめぐる規範的課題の枠組み」『唯物論と現代』第43号，2009年11月，を参照。
- 27) ボールズ，ギンタス『平等主義の政治経済学』原書は1998年，大村書店，2002年。
- 28) ホジソン『経済学とユートピア—社会経済システムの制度主義分析』原書は1999年，ミネルヴァ書房，2004年。
- 29) 塩野谷祐一『経済と倫理』第1篇2章，東京大学出版会，2002年。
- 30) バーダンとローマーの前掲編書，第⑭論文。
- 31) ジェソップ『資本主義国家の未来』原書は2002年，お茶の水書房，2005年。より詳しい紹介と検討は，拙稿「社会主義—市場経済論と『市民社会』」『立命館経済学』第56巻5・6号，2008年3月，を参照。脱稿後，ジェソップのその後の展開について中谷義和氏から教示を得たが（ポップ・ジェソップ，中谷義和訳『国家権力—戦略-関係アプローチ』原書は2008年，御茶の水書房，2009年12月），この検討は今後にゆだねたい。